県章

静岡県公報

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

■ 告示

令和8年度2等陸・海・空士（任期制自衛官）の採用試験日等　（市町行財政課）

2等陸・海・空士（任期制自衛官）の募集について、記載のとおり告示する。

計量器の定期検査　（商工振興課）

質量計の定期検査を記載のとおり実施する

地域登録検査機関の登録事項の変更　（農産振興課）

農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更を行った。

遊漁規則の変更　（水産資源課）

狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則を変更した。

遊漁規則の変更　（水産資源課）

興津川非出資漁業協同組合（内共第13号）遊漁規則を変更した。

遊漁規則の変更　（水産資源課）

瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）遊漁規則を変更した。

遊漁規則の変更　（水産資源課）

天竜川漁業協同組合（内共第21号）遊漁規則を変更した。

遊漁規則の変更　（水産資源課）

気田川漁業協同組合（内共第25号）遊漁規則を変更した。

遊漁規則の変更　（水産資源課）

天竜川漁業協同組合（内共第26号）遊漁規則を変更した。

道路の供用の開始　（道路保全課）

県道焼津森線の一部の区間について、道路の供用を開始する。

■ 公告

狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定　（自然保護課）

狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行う。

企画提案の募集　（地域福祉課）

令和8年度生活困窮者等就労準備支援事業（通所型）（セミナーの開催及び企業開拓）委託業務について、企画提案を行う。

一般競争入札　（農業戦略課先端農業推進室）

AOI－PARC合併処理浄化槽保守管理業務委託について、一般競争入札を行う。

一般競争入札　（農業戦略課先端農業推進室）

AOI－PARC環境衛生管理業務委託について、一般競争入札を行う。

一般競争入札　（農業戦略課先端農業推進室）

AOI－PARC清掃業務委託について、一般競争入札を行う。

土地改良区役員の就退任等の届出　（農地整備課）

富士裾野東部土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。

- 土地改良区役員の就退任等の届出　（農地整備課）
  吉原土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。
- 土地改良区役員の就退任等の届出　（農地整備課）
  加瀬沢土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。
- 土地改良区役員の就退任等の届出　（農地整備課）
  矢部土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。
- 土地改良区の定款変更　（農地整備課）
  西山寺阿僧土地改良区の定款変更を認可した。
- 土地改良区の定款変更　（農地整備課）
  船越土地改良区の定款変更を認可した。
- 土地改良区の定款変更　（農地整備課）
  灰の木原土地改良区の定款変更を認可した。
- 土地改良区の定款変更　（農地整備課）
  有度土地改良区の定款変更を認可した。
- 特定調達契約に係る契約者等　（集中化推進課）
  静岡県旅費計算システム再構築業務委託に係る随意契約の結果を公告する。
- 一般競争入札　（用度課）
  軽四輪乗用自動車 660cc 2WD ハイブリッド車　17台の調達について、一般競争入札を行う。
- 一般競争入札　（用度課）
  軽四輪貨物自動車 4WD ダンプ 1台の調達について、一般競争入札を行う。
- 一般競争入札　（用度課）
  特種用途自動車（原子力防災車）プラグインハイブリッド車　2300cc～2500cc　4WD SUV　1台の調達について、一般競争入札を行う。
- 一般競争入札　（議事課）
  令和8年度静岡県議会常任委員会録音反訳業務について、一般競争入札を行う。
- 特定調達契約に係る一般競争入札　（教育DX推進課）
  令和8年度静岡県立学校用SDO端末機器賃貸借について、一般競争入札を行う。
- 令和8年度静岡県立磐田特別支援学校に係る厨房備品購入について　（教育施設課）
  厨房備品の購入について、一般競争を行う
- 一般競争入札　（警察会計課）
  複合機用トナーの単価契約について一般競争入札を行う。
- 一般競争入札　（警察会計課）
  キャッシュレス決済取扱事務委託について、一般競争入札を行う。

■ 公安委公告

- 少年指導委員の委嘱　（人身安全少年課）
  風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき少年指導委員を委嘱したので公告する。

■ がんセンター局公告

- 一般競争入札　（がんセンタ事務局管理課）
  携帯型精密輸液ポンプの賃貸借について、一般競争入札を行う。
- 一般競争入札　（がんセンタ事務局管理課）

診療材料単価契約について、一般競争入札を行う。

一般競争入札　（がんセンタ事務局情シス課）

生成AIサービス接続用ネットワーク構築業務委託について、一般競争入札を行う。

発行　静岡県

静岡県告示第353号

令和８年度２等陸・海・空士（任期制自衛官）の志願票の受付期間、試験期日、試験会場の住所及び名称等について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条及び第118条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　募集種目

２等陸・海・空士（任期制自衛官）

２　志願票の受付期間

令和８年５月 27 日（水）から６月 22 日（月）まで

３　試験期日等

試験期日	試験会場、住所
学科試験・適性検査（ＷＥＢ） 令和８年７月14日（火）	自宅等（インターネットに接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末から受験可能）
口述試験・身体検査 令和８年７月18日（土）	航空自衛隊浜松基地 （浜松市中央区西山町無番地）

４　受付場所等

地区	名称	住所、電話番号	担当区域
東部	沼津 地域事務所	〒410－0033 沼津市杉崎町６－20 (055－916－0605)	沼津市/御殿場市/清水町/小山町
	伊東 地域事務所	〒414－0022 伊東市東松原町12－５ (0557－37－9632)	熱海市/伊東市/下田市/東伊豆町/河津町/南伊豆町/松崎町/西伊豆町
	富士 地域事務所	〒417－0041 富士市御幸町13－５ (0545－51－1719)	富士宮市/富士市
	三島 募集案内所	〒411－0033 三島市文教町１－９－10 (055－989－9111)	三島市/裾野市/伊豆市/伊豆の国市/函南町/長泉町
中部	静岡 募集案内所	〒422－8054 静岡市駿河区南安倍３－６－45 (054－284－3936)	静岡市（葵区・駿河区）
	藤枝 地域事務所	〒426－0034 藤枝市駅前３－11－21 (054－643－6391)	島田市/焼津市/藤枝市/牧之原市/吉田町/川根本町

	清水 募集案内所	〒424－0822 静岡市清水区松原町２－15 (054－352－9100)	静岡市（清水区）
西部	浜松出張所	〒430－0929 浜松市中央区中央１－12－４ (053－454－4605)	浜松市（中央区）/湖西市
	袋井 地域事務所	〒437－0014 袋井市永楽町143 (0538－43－3717)	磐田市/掛川市/袋井市/御前崎市/ 菊川市/森町
	浜北 募集案内所	〒434－0003 浜松市浜名区新原3908 (053－585－1719)	浜松市（浜名区・天竜区）

静岡県告示第354号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第２項の規定に基づき告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　定期検査日程

検　査　区　域　　伊豆の国市

検 査 期 日	検　査　時　間	検　査　場　所	所　在　地
６月29日（月）	午後１時 ～ 午後４時	伊豆の国市役所韮山支所（韮山農村環境改善センター）	伊豆の国市四日町 210－3
６月30日（火）	午前10時 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後４時	伊豆の国市中央図書館	伊豆の国市三福 253－1
７月１日（水）	午前10時 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後４時	伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎	伊豆の国市長岡 340－1
７月２日（木）	午前10時 ～ 正　午		
７月６日（月）	午後１時 ～ 午後４時	伊豆の国市役所韮山支所（韮山農村環境改善センター）	伊豆の国市四日町 210－3

検　査　区　域　　函南町

検 査 期 日	検　査　時　間	検　査　場　所	所　在　地
７月７日（火）	午前10時 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後４時	函南町役場	函南町平井 717－13
７月８日（水）	午前10時 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後２時		

検　査　区　域　　三島市

検 査 期 日	検　査　時　間	検　査　場　所	所　在　地
７月９日（木）	午前10時30分 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後３時	三島市民体育館	三島市文教町2丁目10－57
７月10日（金）	午前10時30分 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後３時		
７月13日（月）	午前10時30分 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後３時		
７月14日（火）	午前11時 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後３時	中郷文化プラザ	三島市梅名353－1
７月15日（水）	午前11時 ～ 正　午 午後１時 ～ 午後３時		

７月16日（木）	午前10時30分 ～ 正　　午 午後１時 ～ 午後３時	南二日町多目的広場	三島市南二日町22－10
７月17日（金）	午前10時30分 ～ 正　　午 午後１時 ～ 午後３時		
７月21日（火）	午前10時30分 ～ 正　　午 午後１時 ～ 午後３時		
７月22日（水）	午前10時30分 ～ 正　　午		

検　査　区　域　　伊豆の国市、函南町、三島市

特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第１項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和８年６月29日から令和８年７月31日までの間に実施する。

２　定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成５年政令第329号）第２条第２号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

３　定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関　一般社団法人静岡県計量協会

静岡県告示第355号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第７項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第９項の規定に基づき公示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

登録番号	6	登録年月日	平成15年8月5日
登録検査機関の名称		大井川農業協同組合	
代表者氏名		代表理事組合長　杉山 芳浩	
主たる事務所の所在地		静岡県藤枝市緑の丘1番地の1	

登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば

検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名		農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
静岡県	~~松浦 雅晃~~		~~玄米、小麦、大豆、そば~~	~~K2225074~~				

備考	農産物検査員の抹消

静岡県告示第356号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第８号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　漁業権者の名称及び所在地

狩野川漁業協同組合　伊豆の国市大仁901

２　漁業権の免許番号

内共第８号

３　変更の内容

別表のとおり

４　遊漁規則施行の日

令和８年５月12日

別表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（遊具、漁法の制限）
第３条　次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。</td><td>（遊具、漁法の制限）
第３条　次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>ア 魚種</th><th>イ 遊漁の方法</th><th>ウ 統数又は規模</th><th>エ 区域</th><th>オ 期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">あゆ漁法</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>ルアー釣り</td><td>（略）</td><td>黄瀬川鮎壺の滝から狩野川本流合流点までの区間

狩野川神島橋から狩野川放水路までの区間</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>ア 魚種</th><th>イ 遊漁の方法</th><th>ウ 統数又は規模</th><th>エ 区域</th><th>オ 期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">あゆ漁法</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>ルアー釣り</td><td>（略）</td><td>黄瀬川鮎壺の滝から狩野川本流合流点までの区間

狩野川大仁橋から狩野川放水路までの区間</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和８年５月12日から施行する。

静岡県告示第357号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定に基づき、興津川非出資漁業協同組合（内共第13号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　漁業権者の名称及び所在地

興津川非出資漁業協同組合　静岡市清水区但沼町82－１

２　漁業権の免許番号

内共第13号

３　変更の内容

別表のとおり

４　遊漁規則施行の日

令和８年５月12日

（第６条のみ令和９年１月１日施行）

別表

改正前

（遊漁の方法、規模等の制限）

第３条　次の表の、ア欄に掲げる遊魚は、それぞれイ欄の遊漁方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	友釣 リール・疑似オトリ禁止	チラシ針は２本以内 いかり針は１段４本以内	全域	５月20日以後で組合が定め、公示する日から12月31日まで
	ドブ釣	ルアー・フライを除く		
	掛釣		（略）	（略）
			（略）	（略）
	流し毛針釣		（略）	（略）

改正後

（遊漁の方法、規模等の制限）

第３条　次の表の、ア欄に掲げる遊魚は、それぞれイ欄の遊漁方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁法	リール使用可否	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	友釣	不可	チラシ針は２本以内・ちょう針は１段２本・いかり針は１段４本以内・ハリス20cm以内	全域	５月20日以後で組合が定め、公示する日から12月31日まで
	ルアー釣	可			
	ドブ釣	不可			
	掛釣	不可		（略）	（略）
				（略）	（略）
	流し毛針釣	不可		（略）	（略）

うなぎ	餌釣・置針 はえ縄、うげは禁止	餌釣は１本以内 置針は５本以内	（略）	（略）
あまご	えさ釣 和式毛針釣	針は１本 ルアー・フライは除く	全域	３月１日～10月14日
にじます	えさ釣 和式毛針釣	針は１本 ルアー・フライは除く	全域	３月１日～10月14日
おいかわ	えさ釣 和式毛針釣 おいかわうげ	 ルアー・フライは除く （略）	（略）	（略）

うなぎ	餌　釣（　穴釣） ※はえ縄・うげは禁止	不可	餌釣は１本以内	（略）	（略）
	置針		置針登録遊漁者に限り５本以内		
あまご にじます	餌釣	不可	針は１本	全域	３月１日～10月14日
	和式毛針釣	不可			
	ルアー釣	可	針は２箇所まで（バーブレスフックのみ）		
	フライフィッシング	可	針は１本		
おいかわ	餌釣	不可	針は１本	（略）	（略）
	流し毛針釣	不可			
	おいかわうげ	―	（略）		

もくずがに	蟹もじり	蟹もじり登録遊漁者に限り２本以内	（略）	（略）
	釣			

（遊漁料の額、及び納付の額）

第６条　第２条の規定により、組合が定める遊漁証取扱店の場所において納付する。

遊漁料の取扱店は、「興津川案内図」に示す。

遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊魚をする場所において漁場監視員に納付するときは、次表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。

魚　種	漁具漁法	遊　漁　料	
		１日	全期間
全魚種　ただし、蟹もじり及びうなぎ置針釣は除く	釣	1,500 円	7,000 円
もくずがに（全魚種登録遊漁者）	（略）		１本　1,500 円 ２本　3,000 円
うなぎ（全魚種登録遊漁者）	（略）		１本　　500 円 ５本　2,500 円
あまご	えさ釣り	1,500 円	7,000 円

もくずがに	餌　釣（　穴釣）	不可		（略）	（略）
	蟹もじり	―	蟹もじり登録遊漁者に限り２本以内		

（遊漁料の額、及び納付の額）

第６条　第２条の規定により、組合が定める遊漁証取扱店の場所において納付する。

遊漁料の取扱店は、「興津川案内図」に示す。

遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊魚をする場所において漁場監視員に納付するときは、次表の遊漁料に2,000円を付加して得た額とする。

魚　種	漁具漁法	遊　漁　料	
		１日	全期間
全魚種　ただし、蟹もじり及びうなぎ置針釣は除く	釣	2,000 円	10,000 円
もくずがに（全魚種登録遊漁者）	（略）		１本　2,000 円 ２本　4,000 円
うなぎ（全魚種登録遊漁者）	（略）		１本　1,000 円 ５本　5,000 円

ます	和式毛針釣り		
おいかわ	（略）	300円	1,000円

もくずがに漁の蟹もじり、及びうなぎ漁に際しては、１本ごとに興津川非出資漁業協同組合が発行する鑑札をつけるものとする。また、うなぎ置針漁については針１本につき鑑札500円を加えた額とする。

２　前項の規定に関わらず、次の者は次表遊漁料とする。

遊漁者	魚種	遊　漁　料	
		１日	全　期　間
（略）			
高校生、女性、身体障害者	（略）		500 円 （確認済証は漁協で発行）

（遊漁証に関する事項）

第７条　組合は、第２条の遊漁料の納付を受けたときは、「遊漁証」を交付する。遊漁証には、以下の事項を記載する。

①～④　（略）

２～４　（略）

おいかわ	（略）	1,000円	3,000円

もくずがに漁の蟹もじり、及びうなぎ漁に際しては、１本ごとに興津川非出資漁業協同組合が発行する鑑札をつけるものとする。また、もくずがに漁については蟹もじり１本につき鑑札2,000円、うなぎ置針漁については針１本につき鑑札1,000円を加えた額とする。

２　前項の規定に関わらず、次の者は次表遊漁料とする。

遊漁者	魚種	遊　漁　料	
		１日	全　期　間
（略）			
高校生、女性、身体障害者	（略）		2,000 円 （確認済証は漁協で発行）

（遊漁証に関する事項）

第７条　組合は、第２条の遊漁料の納付を受けたときは、「遊漁証」を交付する。遊漁証には、以下の事項を記載する。

①～④　（略）

２～４　（略）

（電子遊漁証も含む）

附　則

この規則は、令和８年５月12日から施行する。

ただし、第６条については、令和９年１月１日から施行する。

静岡県告示第358号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定に基づき、瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　漁業権者の名称及び所在地

瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合　藤枝市平島665－63

２　漁業権の免許番号

内共第16号

３　変更の内容

別表のとおり

４　遊漁規則施行の日

令和８年５月12日

別表

改正前

（漁具漁法の制限）

第３条　次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 漁種	イ 漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
ア　ユ	友　釣	掛針４本以内 擬似囮禁止	全 区 域	６月１日から12月31日まで
	ド ブ 釣	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（遊漁料の額及び納付の方法）

第６条　第２条の規定により遊漁する場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

漁　種	区　域	漁具漁法	遊漁料（円）	
			１　日	１　年
（略）				
ア　ユ	全　域	友　釣	1,000	4,000
	〃	ド　ブ　釣		
	（略）	（略）		
	（略）			

改正後

（漁具漁法の制限）

第３条　次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 漁種	イ 漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
ア　ユ	友　釣	掛針４本以内	全 区 域	６月１日から12月31日まで
	ルアー釣	〃	〃	〃
	ド ブ 釣	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

（遊漁料の額及び納付の方法）

第６条　第２条の規定により遊漁する場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

漁　種	区　域	漁具漁法	遊漁料（円）	
			１　日	１　年
（略）				
ア　ユ	全　域	友　釣	1,000	4,000
	〃	ル ア ー 釣		
	〃	ド　ブ　釣		
	（略）	（略）		
	（略）			

２　遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は、上表の額に、オイカワ１日釣300円、その他500円を付加した額とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷（株）上州屋藤枝店（藤枝市青木３丁目－６－１） ⑸（有）山本石油（藤枝市岡部町桂島1074－２） ⑹ キッチンせとや（藤枝市本郷876）	２　遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は、上表の額に、オイカワ１日釣300円、その他500円を付加した額とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷（有）山本石油（藤枝市岡部町桂島1074－２） ⑸ キッチンせとや（藤枝市本郷876）

附　則

この規則は、令和８年５月12日から施行する。

静岡県告示第359号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定に基づき、天竜川漁業協同組合（内共第21号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　漁業権者の名称及び所在地

天竜川漁業協同組合　浜松市天竜区米沢273－１

２　漁業権の免許番号

内共第21号

３　変更の内容

別表のとおり

４　遊漁規則施行の日

令和９年１月１日

別表

改正前

（漁具・漁法の制限）

第３条　次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。本流と支流の境界線は、各支流最下流の橋又は鉄橋の下流端とする。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ．統数又は規模	エ.区域	オ.期間
あ　ゆ	（略）			
	餌　釣	（略）	（略）	（略）
			船明ダムから気田川合流点下流部の淵「一の釜」（浜松市天竜区谷山2399－２番地先）まで及び雲名橋下流端から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川	６月１日から12月31日まで
			気田川合流点下流部の淵「一の釜」から雲名橋下流端までの本流	11月１日から12月31日まで

改正後

（漁具・漁法の制限）

第３条　次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。本流と支流の境界線は、各支流最下流の橋又は鉄橋の下流端とする。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ．統数又は規模	エ.区域	オ.期間
あ　ゆ	（略）			
	餌　釣	（略）	（略）	（略）
			船明ダムから秋葉ダムまでの本流 天竜河内川	６月１日から12月31日まで

			（略）	（略）
	（略）			
（略）				

			（略）	（略）
	（略）			
（略）				

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。

静岡県告示第360号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定に基づき、気田川漁業協同組合（内共第25号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　漁業権者の名称及び所在地

気田川漁業協同組合　浜松市天竜区春野町堀之内1010－２

２　漁業権の免許番号

内共第25号

３　変更の内容

別表のとおり

４　遊漁規則施行の日

令和９年１月１日

別表

改正前

（禁漁区）

第３条の２　前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
（略）			
全魚種	全漁具・漁法	（略）	（略）
		浜松市天竜区春野町、気田頭首工本体及び同頭首工から下流へ20mに至る区域	（略）

２　あゆ友釣専用区を次のとおり設けるものとする。ただし、児童又は生徒を対象とした釣り教室等を開催する場合、事前に組合へ届け出た場合のみア欄の魚種及びイ欄の漁具・漁法を変更することができる。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
（略）			

改正後

（禁漁区）

第３条の２　前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
（略）			
全魚種	全漁具・漁法	（略）	（略）
		浜松市天竜区春野町、気田頭首工本体及び同頭首工から下流へ20mに至る区域	（略）
		浜松市天竜区春野町、長蔵寺中羽根橋上の堰堤から下流へ20mに至る区域	周　年
		浜松市天竜区春野町、長蔵寺井口橋（春野自動車部品上）上の堰堤から下流へ20mに至る区域	周　年

２　あゆ友釣専用区を次のとおり設けるものとする。ただし、児童又は生徒を対象とした釣り教室等を開催する場合、事前に組合へ届け出た場合のみア欄の魚種及びイ欄の漁具・漁法を変更することができる。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
（略）			

あ　ゆ	友釣を除く全漁具・漁法	（略）	（略）
		気田川、小川字ヤナゼ地内から下流、門原砂利採取場に至る区域	（略）
		気田川、小川松間河内川合流点から下流、小川中島（消防進入路）に至る区域	６月１日から９月30日まで

あ　ゆ	友釣を除く全漁具・漁法	（略）	（略）
		気田川、小川字ヤナゼ地内から下流、オガワキャンプフィールドに至る区域	（略）

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。

静岡県告示第361号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第３項の規定に基づき、天竜川漁業協同組合（内共第26号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第７項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　漁業権者の名称及び所在地

天竜川漁業協同組合　浜松市天竜区米沢273－１

２　漁業権の免許番号

内共第26号

３　変更の内容

別表のとおり

４　遊漁規則施行の日

令和９年１月１日

別表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（遊漁の方法、規模等の制限）
第３条　次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。</td><td>（遊漁の方法、規模等の制限）
第３条　次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>ア.漁業の名称</th><th>イ.漁法の方法</th><th>ウ.統数又は規模</th><th>エ.区域</th><th>オ.期間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">あ　ゆ</td><td>友　釣</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>６月15日から12月31日まで</td></tr>
<tr><td>アユルアー釣</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>６月15日から12月31日まで</td></tr>
<tr><td>餌　釣</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>８月１日から12月31日まで</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>ア.漁業の名称</th><th>イ.漁法の方法</th><th>ウ.統数又は規模</th><th>エ.区域</th><th>オ.期間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">あ　ゆ</td><td>友　釣</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>６月１日から12月31日まで</td></tr>
<tr><td>アユルアー釣</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>６月１日から12月31日まで</td></tr>
<tr><td>餌　釣</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>10月１日から12月31日まで</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。

静岡県告示第362号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和８年５月12日から２週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年５月12日

静岡県知事　鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津森線	掛川市上垂木字古立1330番の11	令和８年５月12日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第２項の規定に基づく西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　名称

西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

２　区域

県道菊川停車場伊達方線と市道宮前西方線との交点を起点として、市道宮前西方線を西進し、主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同線を西進し、掛川市境（後山トンネル）に至り、同地点から同市境を北東に進み、市道土代柳沢線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道奥山本線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、市道公文名富田線を経て県道菊川停車場伊達方線との交点に至り、同地点から同線を南下し起点に至る一円の区域

３　存続期間

令和８年11月１日から令和11年10月31日まで

４　保護に関する指針の案

指定目的　本区域は、もともと特定猟具（銃）使用禁止区域として指定されていたが、掛川市の東山口鳥獣保護区（昭和46年指定）に隣接していることから、地元関係者との協議により、平成元年に鳥獣保護区に指定された。また、本区域は住宅及び農地が散在していること、東遠学園東遠地区生活支援センターがあることから、鳥獣の保護に加え、狩猟に伴う事故の防止も求められてきた。

しかし、平成17年度頃から、イノシシによる水稲の踏み倒し、茶園の掘り返し、野菜やイモ類の食害等の被害が急速に拡大・深刻化している。生産者の自主的な防除対策や、地域での対策の担い手育成、猟友会による有害鳥獣捕獲により対応しているが、被害を受けた生産者の経済的損失、精神的ダメージは大きく、鳥獣保護区の更新は困難となった。そのため、鳥獣保護及び農作物被害防止を図るため、平成23年度に狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定し、鳥獣との共生を図ってきた。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定から15年が経過したが、イノシシによる被害は未だ減少していないことから、本区域を再指定し、引き続き鳥類の生息環境の保護と農作物被害の防止を図るものとする。

５　縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

６　縦覧期間

令和８年５月12日から令和８年５月25日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

＝＝

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第２項の規定に基づく小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　名称

小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

２　区域

県道磐田掛川線の袋井市と掛川市の市境を起点とし、市境を南進し岡崎奥三沢線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道近江ケ谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し二級河川小笠沢川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を東進し、市道菩提１号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み、市道北谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、県道磐田掛川線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

３　存続期間

令和８年11月１日から令和11年10月31日まで

４　保護に関する指針の案

指定目的　当該地域については、その大部分は広葉樹及び松の人工林等で覆われており、自然環境のよく保全された緑豊かな丘陵地で、温暖な気候条件にも恵まれ、キジ、ウグイス、メジロ、ヤマガラなどの森林鳥獣が繁殖、生息するため良好な環境条件を備えていることから、昭和55年に鳥獣保護区に指定された。

しかし、平成20年代からイノシシによる農作物被害が急速に拡大してきたことを受け、令和２年よりイノシシ及び二ホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定を変更し、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図ってきた。

区域の指定より６年が経過したが、依然、イノシシによる被害が継続していることから、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として再指定し、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るものとする。

５　縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

６　縦覧期間

令和８年５月12日から令和８年５月25日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

＝＝

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第２項の規定に基づく

東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　名称

東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

２　区域

掛川市から御前崎市に至る県道掛川浜岡線にかかる橋梁山口橋を起点とし、同線を北西に進み、市道成滝本通り線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、県道日坂沢田線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、掛川市と島田市との境界地点に至り、同地点より同境界を南西に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点より東名高速道路に沿って北西に進み、市道旧南郷五百済線２号との交点に至り、同地点より同線を北西に進み、市道杉谷成滝線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道満水神代地川線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道田島３号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道掛川浜岡線との交点に至り、同地点より同線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

３　存続期間

令和８年11月１日から令和11年10月31日まで

４　保護に関する指針の案

指定目的　この地区は、昭和43年４月１日から休猟区に設定され、昭和46年11月１日から鳥獣保護区に設定され、平成23年11月１日から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に設定された。

区域内には住宅及び農地が散在し、大型レジャー施設など、自然を利用した施設も含まれる。また、旧東海道もこの地域を通り、小夜の中山など、自然と文化の両面を持ち合わせている地域であり、今後もウォーキングや自然散策などのため多くの人の出入りが見込まれることから、平成13年には３度目の期間更新がなされ、鳥獣の保護がされてきた。

しかし、当該地域ではイノシシによる農業被害が激増したことから、電気柵等に対する助成、有害捕獲の実施、地元農家の自衛を目的としたわな免許の取得等鳥獣被害対策に努力してきたが、なおも被害は増加している状況にあり、鳥獣保護区更新は困難な状況にあった。

このため、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ指定し、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画のとおり総合的に被害対策を実施し、野生生物との共生を図るため、平成23年から当地域を東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域とし、野生動物の頭数の適正化を図ってきた。その後、令和５年に３年間の再指定を行ったが、イノシシの被害は未だ減少していないことから、当指定を更新し引き続き鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図ることとする。

５　縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

６　縦覧期間

令和８年５月12日から令和８年５月25日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　業務概要

⑴　業務名

令和８年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（通所型）委託業務

⑵　業務内容

ア　就労準備に資するセミナーの開催

生活習慣の改善、社会的自立、就労自立等就労準備に資する集合型のセミナー開催

イ　就労準備支援員兼企業開拓員を設置し、①から④により協力企業等の開拓と支援対象者（生活困窮者や生活保護受給者で、一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々）の就労支援を行う。

①就労見学や就労体験等の協力企業等の開拓（原則として静岡県全域）

②相談者のアセスメント

③協力企業等と支援対象者のマッチング

④協力企業等との連携

※②～④の対象者は、主に賀茂郡、田方郡、駿東郡在住者とする。ただし、他市町の方を支援することも妨げない。

ウ　交流会への協力と報告会の開催

エ　広報

オ　関係機関との連携・協力

２　委託期間

契約締結日から令和９年３月23日まで

３　参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

⑴　生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第９条の規定に該当する者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑷　次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4　委託額

委託業務に係る委託額は、5,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5　選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6　手続等

⑴　担当

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９－６　静岡県庁西館５階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号　054－221－2326

Ｅメール　chifuku@pref.shizuka.lg.jp

⑵　実施要領、仕様書及び審査要領の配布

ア　配布日時

令和８年５月12日（火）から同年５月21日（木）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時まで

イ　配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

（テーマから探す／健康・福祉／社会福祉／生活保護・生活困窮者の自立支援）

（https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/seikatsuhogo/index.html）

⑶　提出書類

ア　提出書類

詳細は実施要領による。

イ　提出場所

上記⑴に同じ。

ウ　提出期限

実施要領10提出書類の(6)参加意思申請書のみ、令和８年５月21日（木）までにメール送信。

他の書類(1)～(5)については、令和８年５月28日（木）までに郵送又は持参（必着）すること。

⑷　提出書類による企画提案の説明

ア　日　　時

令和８年６月２日（火）の指定した時間

イ　場　　所

静岡県庁内の指定した場所

7　その他

⑴　詳細は実施要領、仕様書及び審査要領による。

⑵　説明会は行わない。

⑶　提出された書類は返却しない。

⑷　労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第６条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

ア　契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）

イ　本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

⑸　契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札執行者

静岡県知事　鈴木　康友

２　担当部局

〒410－0321　静岡県沼津市西野317

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室

電話番号　055－955－9111

３　競争入札に付する事項

⑴　業務名

令和８年度～令和９年度ＡＯＩ－ＰＡＲＣ合併処理浄化槽保守管理業務委託

⑵　業務場所

静岡県沼津市西野317　ＡＯＩ－ＰＡＲＣ

⑶　業務概要

ＡＯＩ－ＰＡＲＣの合併処理浄化槽及びこれに付帯する設備機器の保守管理業務

⑷　業務期間

令和８年７月１日から令和９年６月30日まで

⑸　入札方法

総価による。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

４　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者で、営業種目「４．設備保守管理」における細目「９．浄化槽保守点検」の資格を有している者又は新たに審査を受け資格を認められた者であること。

⑶　沼津市、富士市、三島市、駿東郡清水町及び駿東郡長泉町のいずれかに本社、支店又は営業所を有する者であるとともに、緊急時に即時対応できること。

⑷　入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始

の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

⑹　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

⑺　事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

５　仕様書・入札説明書の交付場所、交付期間等

⑴　交付場所

上記２に同じ。

なお、電子メールによるPDF形式ファイルでの交付を希望する者は、上記２へ連絡すること。

⑵　交付期間

公告の日から令和８年５月27日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑶　交付方法

無料で交付する。

６　入札参加資格確認申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格申請書等を令和８年５月27日（水）午後５時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

７　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年６月９日（火）午前10時00分

⑵　入札執行場所

静岡県沼津市西野317

ＡＯＩ－ＰＡＲＣ

⑶　入札方法

入札書は持参するものとし、郵送による入札は認めない。

８　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札及び入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　本契約は長期継続契約とする。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札執行者

静岡県知事　鈴木　康友

２　担当部局

〒410－0321　静岡県沼津市西野317

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室

電話番号　055－955－9111

３　競争入札に付する事項

⑴　業務名

令和８年度～令和９年度ＡＯＩ－ＰＡＲＣ環境衛生管理業務委託

⑵　業務場所

静岡県沼津市西野317　ＡＯＩ－ＰＡＲＣ

⑶　業務概要

ＡＯＩ－ＰＡＲＣの建物及びこれに付随する物件における環境衛生管理業務

⑷　業務期間

令和８年７月１日から令和９年６月30日まで

⑸　入札方法

総価による。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

４　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者で、営業種目「４．設備保守管理」における細目「１．空気環境測定」、「７．雑排水槽清掃」及び営業種目「５．ねずみ・昆虫等防除」の資格を有している者又は新たに審査を受け資格を認められた者であること。

⑶　静岡県内に本社を置く者であること。

⑷　入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

⑹　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

⑺　事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

⑻　建築物環境衛生管理技術者免状所有者を１名以上有している者であること。

５　仕様書・入札説明書の交付場所、交付期間等

⑴　交付場所

上記２に同じ。

なお、電子メールによるPDF形式ファイルでの交付を希望する者は、上記２へ連絡すること。

⑵　交付期間

公告の日から令和８年５月27日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑶　交付方法

無料で交付する。

６　入札参加資格確認申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格申請書等を令和８年５月27日（水）午後５時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

７　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年６月９日（火）午前10時30分

⑵　入札執行場所

静岡県沼津市西野317

ＡＯＩ－ＰＡＲＣ

⑶　入札方法

入札書は持参するものとし、郵送による入札は認めない。

８　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札及び入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　本契約は長期継続契約とする。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札執行者

静岡県知事　鈴木　康友

２　担当部局

〒410－0321　静岡県沼津市西野317

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室

電話番号　055－955－9111

３　競争入札に付する事項

⑴　業務名

令和８年度～令和９年度ＡＯＩ－ＰＡＲＣ清掃業務委託

⑵　業務場所

静岡県沼津市西野317　ＡＯＩ－ＰＡＲＣ

⑶　業務概要

AOI-PARCの建物及びこれに付随する物件、並びにこれらの敷地における衛生環境の確保

⑷　業務期間

令和８年７月１日から令和９年６月30日まで

⑸　入札方法

総価による。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

４　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　本県における庁舎等管理業務競争入札参加資格を有している者で、営業種目にあっては「２．清掃」の資格を有している者又は新たに審査を受け資格を認められた者であること。

⑶　静岡県内に本社を置く者であること。

⑷　入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

⑹　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

⑺　事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

⑻　入札参加資格確認申請書等の提出期限の日現在において３か月以上常時雇用関係にある者を、本業務の現場責任者（清掃業務従事者への指導監督、委託業務履行に関する業務連絡及び調整等を行う。）として専任で常駐配置できること。

５　仕様書・入札説明書の交付場所、交付期間等

⑴　交付場所

上記２に同じ。

なお、電子メールによるPDF形式ファイルでの交付を希望する者は、上記２へ連絡すること。

⑵　交付期間

公告の日から令和８年５月27日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑶　交付方法

無料で交付する。

６　入札参加資格確認申請書等の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格申請書等を令和８年５月27日（水）午後５時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

７　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年６月９日（火）午前11時

⑵　入札執行場所

静岡県沼津市西野317

ＡＯＩ－ＰＡＲＣ

⑶　入札方法

入札書は持参するものとし、郵送による入札は認めない。

８　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札及び入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　本契約は長期継続契約とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により届出のあった富士裾野東部土地改良区（御殿場市、裾野市、小山町）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　退任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
監　　事	裾野市茶畑400－5	及川　涼介

２　就任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
監　　事	裾野市深良1320－1	廣瀬　　篤

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により届出のあった吉原土地改良区（静岡市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

1　退任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
理　　事	静岡市清水区吉原1085－2	瀧澤　誠剛
〃	〃　　山切1455－2	塩崎　義光

2　就任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
理　　事	静岡市清水区山切1045	杉山　浩一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により届出のあった加瀬沢土地改良区（静岡市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　退任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
理　　事	静岡市清水区小河内2421	瀧　　純男
〃	〃　　小河内2350	浅野　敏明
〃	〃　　小河内1869	佐藤　陸人
〃	〃　　小河内1240－1	酒井　龍太郎
監　　事	〃　　小河内2383－1	山本　友一
〃	〃　　小河内2397	加瀬澤　治人

２　就任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
理　　事	静岡市清水区小河内2397	加瀬澤　治人
〃	〃　　小河内1869	佐藤　寛之
監　　事	〃　　小河内1240－1	酒井　龍太郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により届出のあった矢部土地改良区（静岡市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

1　退任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
理　　事	静岡市清水区北矢部町1－9－33	内藤　清治
〃	〃　南矢部654	望月　　敦
〃	〃　南矢部603	鍋田　篤志
〃	〃　南矢部655	鍋田　雅喜
〃	〃　北矢部町1－5－6	青木　秀之
〃	〃　南矢部605	鍋田　敏行
〃	〃　南矢部588	鍋田　一夫
〃	〃　南矢部592	鍋田　安彦
〃	〃　村松原2－5－24	大瀧　輝夫
〃	〃　南矢部646	望月　泰宏
〃	〃　南矢部666－2	鍋田　　勝
〃	〃　北矢部町1－4－15	外岡　行弘
〃	〃　北矢部町1－2－14	三浦　正規
〃	〃　北矢部町1－2－22	坪井　康行
〃	〃　北矢部町1－7－18	内藤　久一
〃	〃　北矢部町1－11－5	外岡　稔朗
〃	〃　村松2106	本多　　清
〃	〃　有東坂2－524－1	水野　正良
〃	〃　馬走5－12	堀池　信近
監　　事	〃　南矢部577	八木　勇一郎
〃	〃　北矢部町1－8－9	鍋田　和宏
〃	〃　村松169	井上　剛之

2　就任役員

役　　職	住　　所	氏　　名
理　　事	静岡市清水区南矢部603	鍋田　篤志
〃	〃　北矢部町1－5－6	青木　秀之
〃	〃　南矢部605	鍋田　敏行
〃	〃　南矢部666－2	鍋田　　勝
〃	〃　南矢部659－3　パレーシャル南矢部B－1号室	三浦　正規
〃	〃　南矢部592	鍋田　安彦

〃	〃	村松原2－5－24	大瀧　輝夫
〃	〃	南矢部646	望月　泰宏
〃	〃	北矢部町1－7－18	内藤　久一
〃	〃	北矢部町1－11－5	外岡　稔朗
〃	〃	村松2106	本多　　清
〃	〃	有東坂2－524－1	水野　正良
〃	〃	馬走5－12	堀池　信近
監　　事	〃	南矢部577	八木　勇一郎
〃	〃	北矢部町1－8－9	鍋田　和宏
〃	〃	村松169	井上　剛之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

定款変更した土地改良区名	関　係　市　町	認　可　年　月　日
西山寺阿僧土地改良区	静岡市	令和８年４月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

定款変更した土地改良区名	関　係　市　町	認　可　年　月　日
船越土地改良区	静岡市	令和８年４月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

定款変更した土地改良区名	関　係　市　町	認　可　年　月　日
灰の木原土地改良区	浜松市	令和８年４月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

定款変更した土地改良区名	関　係　市　町	認　可　年　月　日
有度土地改良区	静岡市	令和８年４月28日

静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年静岡県規則第74号）第10条の規定により、契約の相手方等を次のとおり公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　物品等又は特定役務の名称及び数量

静岡県旅費計算システム再構築業務委託　一式

２　担当部局の名称及び所在地

静岡県出納局集中化推進課

静岡県静岡市葵区追手町９番６号

３　契約の相手方を決定した日

令和８年４月24日

４　契約相手方の名称及び所在地

株式会社日立システムズ中部支社

愛知県名古屋市中区栄一丁目24番15号

５　契約金額

402,821,100円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定に該当

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　調達内容

⑴　購入物品及び数量　軽四輪乗用自動車 660cc 2WD ハイブリッド車　17台

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　納　入　期　限　仕様書のとおり。

⑷　納　入　場　所　仕様書のとおり。

⑸　入　札　方　法　総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

２　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。

⑷　当該物品を納入する能力を有する者であること。

⑸　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑹　次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。））であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

３　入札者に求められる義務

⑴　納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

⑵　物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。

⑶　納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

４　仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

⑴　交付場所及び担当部局

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号　054－221－2125

E-mail yodo@pref.shizuoka.lg.jp

⑵　交付期間

令和８年５月12日から令和８年５月25日午後１時まで

⑶　交付方法

申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）で交付する。

５　入札執行の日時及び場所

日時　令和８年５月27日（水）午前11時20分

場所　静岡県庁別館７階第二会議室B

６　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は入札説明書による。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　調達内容

⑴　購入物品及び数量　軽四輪貨物自動車 4WD ダンプ　１台

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　納　入　期　限　令和８年10月30日

⑷　納　入　場　所　愛鷹広域公園（沼津市足高202）

⑸　入　札　方　法　総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

２　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。

⑷　当該物品を納入する能力を有する者であること。

⑸　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑹　次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。））であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

３　入札者に求められる義務

⑴　納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

⑵　物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること。

⑶　納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

４　仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

⑴　交付場所及び担当部局

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号　054－221－2135

E-mail yodo@pref.shizuoka.lg.jp

⑵　交付期間

令和８年５月12日から令和８年５月25日午後１時まで

⑶　交付方法

申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）で交付する。

５　入札執行の日時及び場所

日時　令和８年５月27日（水）午前11時40分

場所　静岡県庁別館７階第二会議室B

６　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は入札説明書による。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　調達内容

⑴　購入物品及び数量　特種用途自動車（原子力防災車）プラグインハイブリッド車
2300cc～2500cc　4WD　SUV　１台

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　納　入　期　限　令和９年２月８日

⑷　納　入　場　所　静岡県危機管理部原子力安全対策課（静岡市葵区追手町９－６）

⑸　入　札　方　法　総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

２　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「自動車及び付属品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　当該物品を納入する能力を有する者であること。

⑷　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑸　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3　入札者に求められる義務

⑴　納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

⑵　物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、静岡県内の営業拠点若しくは同系列店による支援体制が整備されていること

⑶　納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

4　仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

⑴　交付場所及び担当部局

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号　054－221－2191

E-mail　yodo@pref.shizuoka.lg.jp

⑵　交付期間

令和８年５月12日から令和８年５月25日午後１時まで。

⑶　交付方法

申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）で交付する。

5　入札執行の日時及び場所

日時　令和８年５月27日（水）午前11時00分

場所　静岡県庁別館７階第二会議室Ｂ

6　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は入札説明書による。

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札に付する事項

⑴　入札番号

第６号

⑵　業務名

令和８年度静岡県議会常任委員会録音反訳業務

⑶　業務概要

静岡県議会の常任委員会審査を録音した記録の反訳

⑷　契約期間

令和８年６月11日から令和９年３月31日まで

２　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　令和３年４月１日以降（完了しているもの）に、都道府県議会録音反訳業務を行った実績を有すること。

⑷　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑸　次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

３　入札説明書及び入札参加資格申告書の配布期間、配布場所、担当部局及び配布方法

⑴　配布期間

令和８年５月15日（金）から令和８年５月25日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　配布場所、担当部局

〒420-8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県議会事務局議事課

電話番号　054－221－2556

電子メールアドレス　gikai_giji@pref.shizuoka.lg.jp

⑶　配布方法

上記⑵の配布場所又は電子メールにて無償で配布する。

４　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年６月４日（木）午後１時00分

⑵　入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県議会事務局議事課

⑶　入札方法

入札書は郵送（簡易書留に限る。電送による入札は認めない。）するものとし、上記⑴の入札執行日時までに必着とする。

５　入札参加資格申告書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により、入札参加資格申告書を令和８年５月25日（月）午後５時までに上記３⑵の配布場所に郵送（簡易書留に限る。）すること。

６　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は入札説明書による。

次のように一般競争入札を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年静岡県規則第74号）第３条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札執行者

静岡県知事　鈴木　康友

２　担当部局

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館７階

静岡県教育委員会教育DX推進課校務基盤班

電話番号　054－221－3239

E-mail　kyoui_dx@pref.shizuoka.lg.jp

３　競争入札に付する事項

⑴　入札番号

第13号

⑵　件名

令和８年度静岡県立学校用ＳＤＯ端末機器賃貸借

⑶　納入場所

静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県教育委員会教育ＤＸ推進課　外

⑷　賃借物品の物質等

入札説明書及び仕様書による。

⑸　賃借期間

令和８年12月１日から令和13年８月31日まで

⑹　納入期限

令和８年11月13日（金）

⑺　入札方法

総価による。

落札者の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品賃借」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でない

こと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

５　入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

⑴　配布期間

公告の日から令和８年６月10日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前９時30分から午後４時まで

⑵　配布方法

上記２の担当部局宛てに、件名を「令和８年度静岡県立学校用ＳＤＯ端末機器賃貸借入札説明書送付依頼」として電子メールを送信すると共に、送付依頼メールを送信した旨を電話連絡すること。送信アドレス宛てに入札説明書等の電子データを送付する。

６　入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により申請書等を提出すること。

⑴　提出期間

公告の日から令和８年６月16日（火）の正午まで（土曜日、日曜日を除く。）

⑵　提出書類

申請書及び入札説明書で示した書類

⑶　提出場所

上記２に同じ

７　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年６月22日（月）午前10時00分

⑵　入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館４階第一会議室Ｃ

⑶　郵送による入札書の受領期限

令和８年６月19日（金）午後４時（電送による入札は認めない。）

⑷　入札保証金及び契約保証金

免除

⑸　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑹　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　契約書作成の要否

要

８　その他

⑴　契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　照会窓口は、静岡県教育委員会教育DX推進課校務基盤班（電話番号054－221－3239）とする。

⑶　現場説明会は行わない。

⑷　詳細は入札説明書による。

⑸　県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

⑹　契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

９　Summary

⑴　Nature and quantity of products to be leased:

Personal Computer System １ unit

⑵　lease period:

From December 1, 2026 to August 31, 2031

⑶　The date and time of tender:

10:00 A.M., Monday, June 22, 2026 (by hand)

４:00 P.M., Fryday, June 19, 2026 (by post)

⑷　Department in charge:

Digital Education Promotion Division,Board of Education Administrative

Shizuoka Prefectural Government,

9-6 Ohte-machi,Aoi-ku,Shizuoka City,Shizuoka Prefecture,Japan.

Phone. 054-221-3239

下記の件について、一般競争入札を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年静岡県規則第74号）第３条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札執行者

静岡県知事　鈴木　康友

２　担当部局

〒437－0023　静岡県袋井市高尾2753-1

静岡県立袋井特別支援学校　事務室

電話番号　0538－43－6611

３　競争入札に付する事項

⑴　購入物品及び数量　検収シンク　外63台

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　納　入　期　限　令和９年３月26日（金）

⑷　納　入　場　所　静岡県立磐田特別支援学校建設地（静岡県磐田市加茂地内）

⑸　入　札　方　法　総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

４　競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「厨房用機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

⑶　当該物品を納入する能力を有する者であること。

⑷　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑹　次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

５　仕様書・入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

⑴　配布期間

令和８年５月12日（火）から令和８年５月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。ただし、令和８年５月21日（木）は正午までとする。

⑵　配布場所

上記２に同じ

⑶　配布方法

無償交付で直接行うものとする。

６　入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和８年５月21日（木）午後４時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、入札説明書の配布場所に提出すること。

７　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年５月29日（金）　午後２時00分

⑵　入札の場所

静岡県袋井市高尾2753－1　静岡県立袋井特別支援学校　会議室

⑶　入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

⑷　入札保証金及び契約保証金

免除

⑸　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書及び物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

⑹　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　契約書作成の要否

要

８　その他

⑴　契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　詳細は入札説明書による。

Summary

１　Nature and quantity of the products to be purchased :

Inspection sink and other 63 units

２　Delivery period :

March. 26, 2027

３　Delivery place :

Shizuoka Prefectural Iwata Special Needs Education School,

1026 Kamo, Iwata City, Shizuoka Prefecture, Japan

４　The date and time of tender :

2:00P.M., May 29,2026

５　Contact point for the notice :

Shizuoka Prefectural Fukuroi Special Needs Education School,

2753-1 Takao, Fukuroi City, Shizuoka Prefecture, Japan

Phone 0538-43-6611

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　担当部局

〒420－8610　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係

電話番号　054－271－0110　内線2244

２　調達内容

⑴　入　札　番　号　第10026号

⑵　購入物品及び数量　京セラ複合機TASKalfa2510i用トナー　CS-6106(5,400枚用)　（単価契約）

予定数量　290本

⑶　購入物品の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　契　約　期　間　令和８年６月１日から令和９年３月31日まで

⑸　納　入　場　所　静岡県警察本部の指定する場所

⑹　入　札　方　法　単価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは小数点第５位以下を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

３　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「コンピュータ用品」、「複写機」又は「文具・事務機器類」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

⑶　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑷　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4　入札関係書類の交付期間及び交付場所等

⑴　交付期間

公告の日から令和８年５月19日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　交付場所等

上記１の場所において無償で交付する。

5　入札参加資格確認資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和８年５月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前９時から午後５時まで。最終日は午後４時まで）に上記１の場所に提出すること。

6　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年５月28日（木）午前11時00分

⑵　入札の場所

〒420－8610　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県警察本部（県庁別館内）10階　第一会議室

⑶　入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

⑷　入札保証金及び契約保証金

免除

⑸　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑹　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　契約書作成の要否

要

7　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　詳細は入札説明書による。

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　入札に付する事項

⑴　入札番号

第10027号

⑵　業務名

キャッシュレス決済取扱事務委託

⑶　業務概要

運転免許関係事務手数料に係るキャッシュレス決済取扱事務

⑷　履行期間

令和８年７月１日から令和９年６月30日まで

⑸　入札方法

キャッシュレス決済取扱事務の総価による。郵送、配送その他の方法による入札は認めない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）（１円未満の端数があるときは小数点第５位以下を切り捨てる）を入札書に記載すること。

２　競争入札参加資格に関する事項

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県における競争入札参加資格の「一般業務の委託」に係る資格を有する者であること。

⑶　入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。

⑷　窓口におけるキャッシュレス決済取扱事務を行うために必要かつ適切な組織、設備・資機材、経理的基礎及び能力を有する者が置かれていると静岡県公安委員会が認めるものであること。

⑸　次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3　入札説明書等の交付

⑴　交付期間

公告の日から令和８年５月15日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　交付場所

静岡市葵区与一六丁目16番１号

静岡県警察本部交通部運転免許課

⑶　交付方法

上記⑵の場所において無料で交付する。

4　入札者参加資格確認資料の提出

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認資料を提出しなければならない。

⑴　提出期間

公告の日から令和８年５月19日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前９時から午後５時まで。最終日は午後４時まで）

⑵　提出場所

静岡市葵区追手町９番６号

静岡県警察本部（県庁別館）16階　総務部会計課

5　入札手続等

⑴　入札執行日時

令和８年５月28日（木）　午前10時30分

⑵　入札執行場所

静岡市葵区追手町９番６号

静岡県警察本部（県庁別館）10階　第一会議室

⑶　入札保証金及び契約保証金

免除

⑷　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法

免許関係事務及び自動車保管場所関係事務ごとに設定する予定価格の制限の範囲内であり、種別ごとの単価に予測件数を乗じて得られた額を合計した額で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とする。

⑹　契約書作成の要否

要

⑺　その他

詳細は、入札説明書による。

6　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　この入札に係る照会窓口

ア　入札・契約に関すること

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係（電話番号054－271－0110　内線2244）

イ　業務内容に関すること

静岡県警察本部交通部運転免許課システム整備係（電話番号054－271－0110　内線755－325）

⑶　本契約は、長期継続契約とする。

⑷　落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせる場合、全ての下請負者（再受託者）に労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第１項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第２号）第２条第２項の規定により公告する。

令和８年５月12日

静岡県公安委員会委員長　　松　永　由弥子

１　少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域

氏　　名	連　　絡　　先	活　　動　　区　　域
外　岡　多貴子	下田市柿崎1106番地（仮庁舎） 下田警察署生活安全課 電話番号　0558－27－0110	下田警察署の管轄区域
臼　井　一　宏		
下　山　幸　美	伊豆の国市三福239番地の４ 伊豆中央警察署生活安全課 電話番号　0558－76－0110	伊豆中央警察署の管轄区域
吉　川　政　浩		
石　渡　延　人		
石　川　良　一	三島市谷田194番地の１ 三島警察署生活安全課 電話番号　055－981－0110	三島警察署の管轄区域
安　永　直　幸		
佐々木　　巧	伊東市竹の台２番26号 伊東警察署生活安全課 電話番号　0557－38－0110	伊東警察署の管轄区域
柴　田　嘉　子		
原　　規　公	熱海市福道町３番19号 熱海警察署生活安全課 電話番号　0557－85－0110	熱海警察署の管轄区域
鈴　木　宜　志		
山　口　洋　行		
大　野　　哲	沼津市平町19番11号 沼津警察署生活安全課 電話番号　055－952－0110	沼津警察署の管轄区域
藤　田　忠　広		
望　月　賢一朗		
廣　澤　敬　子		
齋　藤　秀　幸		
清　谷　　登		

水　谷　浩　明		
長谷川　智　久		
小野田　　猛	御殿場市北久原439番地の２ 御殿場警察署生活安全課 電話番号　0550－84－0110	御殿場警察署の管轄区域
小見山　千　波		
瀬　戸　利恵子		
秋　山　郁　夫	富士市八代町３番55号 富士警察署生活安全課 電話番号　0545－51－0110	富士警察署の管轄区域
芹　澤　　浩		
渡　邊　稔　夫		
矢　部　一　徳	富士宮市城北町160番地 富士宮警察署生活安全課 電話番号　0544－23－0110	富士宮警察署の管轄区域
佐　野　ひろみ		
近　藤　洋　子		
渡　邉　晃　人	静岡市清水区天王南１番35号 清水警察署生活安全課 電話番号　054－366－0110	清水警察署の管轄区域
水　野　信　一		
杉　山　和　久		
青　木　　譲		
望　月　里　津		
佐　藤　元　保	静岡市葵区追手町６番１号 静岡中央警察署生活安全課 電話番号　054－250－0110	静岡中央警察署の管轄区域
大　林　久　人		
鈴　木　淑　剛		
福　島　恒　夫		
矢　部　孝　雄		
宮　原　　亮		

北　原　　昇		
青　山　貴　弘		
田　代　信　一	静岡市駿河区富士見台一丁目５番10号 静岡南警察署生活安全課 電話番号　054－288－0110	静岡南警察署の管轄区域
中　谷　美加子		
小　林　伸　一		
小　澤　保　雄		
加　藤　雄　士		
八　木　由　美		
山　下　和　重	藤枝市緑町一丁目３番地の５ 藤枝警察署生活安全課 電話番号　054－641－0110	藤枝警察署の管轄区域
安　藤　房　己		
渡　邊　崇　彦		
中　村　泰　典	掛川市宮脇一丁目１番地の１ 掛川警察署生活安全課 電話番号　0537－22－0110	掛川警察署の管轄区域
川　本　章　司		
長谷川　寛　孝		
猪　股　延　晃	袋井市新屋二丁目４番地の５ 袋井警察署生活安全課 電話番号　0538－41－0110	袋井警察署の管轄区域
窪　野　正　則		
原　　和　芳		
平　尾　文　貞	磐田市一言2533番地４ 磐田警察署生活安全課 電話番号　0538－37－0110	磐田警察署の管轄区域
山　本　知　宏	浜松市浜名区小松3218番地 浜北警察署生活安全課 電話番号　053－585－0110	浜北警察署の管轄区域
加　藤　伝一郎		
塚　田　充　広	浜松市中央区住吉五丁目28番１号	浜松中央警察署の管轄区域

伊　藤　雅　文	浜松中央警察署生活安全課 電話番号　053－475－0110	
山　本　雅　斗		
藤　田　真　也	浜松市中央区大人見町3452番地の１ 浜松西警察署生活安全課 電話番号　053－484－0110	浜松西警察署の管轄区域
市　川　和　利		

２　委嘱の始期

令和８年４月１日

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡がんセンター局管理規程第３号）第145条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長　　堀川　俊

１　入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長　堀川　俊

２　調達内容

⑴　入札番号　が事管第１－７号

⑵　賃借物品及び数量　携帯型精密輸液ポンプ（詳細は仕様書記載のとおり）

⑶　賃借物品の特質等　仕様書記載のとおり

⑷　賃借物品に関わる業務等　仕様書記載のとおり

⑸　契約期間　令和８年６月１日から令和９年３月31日まで

⑹　納入場所　静岡県立静岡がんセンター

⑺　入札方法　総価による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

３　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「医療用器具」又は「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　当該物品を納入し、仕様書記載の業務を遂行する能力を有する者であること。

⑷　静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る業者指名停止基準による指名停止期間中の者でないこと。

⑸　次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4　入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、令和８年５月22日（金）午後４時までに管理課物品管理班に入札説明書記載の書類を提出し、上記３の資格を有することの確認を得なければならない。

5　仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

⑴　交付期間

公告の日から令和８年５月21日（木）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

⑵　交付場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007

静岡県立静岡がんセンター管理課物品管理班

電話番号　055－989－5798

⑶　交付方法

無償交付で直接行うものとする。

6　入札執行の日時及び場所

⑴　入札執行日時

令和８年５月25日（月）午前11時00分

⑵　入札執行場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007

静岡県立静岡がんセンター管理棟４階カンファレンス２

7　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　詳細は入札説明書による。

⑺　本契約の締結日は、令和８年６月１日とする。

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡がんセンター局管理規程第３号）第145条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長　堀川　俊

１　入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長　堀川　俊

２　調達内容

⑴　入　札　番　号　が事管第１－６号
⑵　購入物品及び数量　診療材料（詳細は仕様書記載のとおり）
⑶　購入物品の特質等　仕様書記載のとおり
⑷　契　約　期　間　令和８年６月１日から令和９年３月31日まで
⑸　納　入　場　所　静岡県立静岡がんセンター
⑹　入　札　方　法　各単価による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

３　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「理化学機械器具」、「医療用器械器具」、「医薬品・衛生材料」、「工業薬品」のいずれかの営業種目で競争入札参加資格を有する者であること。
⑶　納入希望先が「全県」、「東部・中部」、「東部」のいずれかで登録していること。
⑷　当該物品を納入し、仕様書記載の業務を遂行する能力を有する者であること。
⑸　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
⑹　次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が

経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4　入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、令和８年５月22日（金）午後４時までに管理課物品管理班に入札参加の意思を示し、上記３の資格を有することの確認を得なければならない。

5　仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

⑴　交付期間

公告の日から令和８年５月21日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

⑵　交付場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007

静岡県立静岡がんセンター管理課物品管理班

電話番号　055－989－5798

⑶　交付方法

無償交付で直接行うものとする。

6　入札執行の日時及び場所

⑴　入札執行日時

令和８年５月25日（月）午前10時30分

⑵　入札執行場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007

静岡県立静岡がんセンター管理棟４階カンファレンス２

7　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　詳細は入札説明書による。

⑺　本契約の締結日は、令和８年６月１日とする。

下記の役務について、一般競争入札を行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第３号）第145条の規定に基づき公告する。

令和８年５月12日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長　堀川　俊

１　入札執行者

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長　堀川　俊

２　競争入札に付する事項

⑴　業務名

2026年度静岡県立静岡がんセンター生成AIサービス接続用ネットワーク構築業務委託

⑵　業務場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地　静岡県立静岡がんセンター

⑶　業務概要

仕様書記載のとおり

⑷　業務期間

令和８年６月１日から令和８年９月30日まで

⑸　入札方法　　総価による

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

３　競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム運用管理」及び「インターネット関連業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　入札書等の受付期間において県の入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第２条第２号に該当する団体

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

４　入札説明書の配布期間、交付場所及び交付方法

⑴　配布期間

令和８年５月12日（火）から令和８年５月22日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

⑵　配布場所

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

静岡県立静岡がんセンター事務局情報システム課

電話番号　055－989－5753

５　入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書を令和８年５月22日（金）午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書の交付場所に持参又は郵送により提出すること。

６　入札執行の日時及び場所

日時　令和８年５月25日（月）午前10時30分

場所　静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地　静岡県立静岡がんセンター管理棟４階カンファレンス室３

７　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は入札説明書による。